

## 特別休暇の事由は26項目あります

長崎県の条例で定められている休暇で残っているのは、「特別休暇」ですが、特別休暇が認められる事由(内容)は、人事委員会規則で26項目が定められています。その中で、よく使われる休暇について解説します。

※手続きは、多くの場合「特別休暇願」を提出することになります。

※「特別休暇」は有給休暇ですから、休暇をとっても給与は減額されません。

### ○夏季休暇

夏休みの期間中だけでなく、7月1日から9月30日までの間に3日とることができます。1日ずつの分割でもとれます。「休暇願」の「事由」の内容としては、人事委員会規則に「盆等の諸行事」「心身の健康の維持」「家庭生活の充実」と列挙してありますから、「帰省」「休養」などでかまいません。

### ○結婚休暇

7日とることができます。ただし、間に土日など休日をはさんだ場合は、その休日も7日の中に入ります。分割してとることもできます。

結婚後どれくらいの期間まで認められるかは定められていません。県教委は「常識的な範囲」としています。通常、半年後くらいでも認められています。それまでにとれない状況があった場合は、そこを説明して「休暇願」を出してみてください。

### ○産前休暇・産後休暇

産前は予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前からとることができます。産前の場合は本人の請求する期間となっていますから、自分でいつから産休に入るかを決めます。産後はだれでも8週間の休暇をとることになっています。

手続きは、いずれも「特別休暇願」に医師又は助産師の証明書を添付します。

### ○出産補助休暇・育児参加休暇

いずれも、男性職員が妻(届を出していない事実婚も含む)の出産にかかわってとることができる休暇です。

出産補助休暇は、出産の際に、子どもや妻の世話や介護等の理由で3日の範囲で、時間単位や1日単位で取得できます。

育児参加のための休暇は、妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から出産後8週間の期間で、上の子(小学校就学前)の世話や生まれた子の世話のために5日の範囲で、時間単位や1日単位で取得できます。

### ○子ども看護休暇

中学生になる前の子の看護(病気・ケガの世話だけでなく、予防接種や健康診断も含む)のために、年間5日(子どもが2人以上の場合は10日)の範囲で、時間単位や1日単位で取得できます。

### ○リフレッシュ休暇

35歳・45歳・55歳になる年度に、年休2日に続けて3日とることができます。その年度にとれなかった場合は、次の年度までとることができます。この休暇の場合は、事前にリフレッシュ休暇取得計画書を出すことになります。

### ○忌引き休暇・祭日休暇

忌引き休暇は、親族が死亡した場合の休暇ですが、実父母は7日、祖父母は3日など関係によって日数が異なります。自分の親族か配偶者の親族かでも異なります。詳しく知りたい場合は、高教組のホームページの「権利手帳」の項をご覧ください。

葬儀のために遠隔地に赴く場合は、往復の日数を加算することができます。

祭日休暇は、父母・配偶者・子の祭日(七七忌、一周忌、三回忌等、各宗教で一般的な祭日)の場合、その当日を休暇とすることができるというものです。

これらの休暇以外にも、短期介護休暇、つわり休暇、妊産婦健診休暇、妊婦休息休暇、妊婦通勤緩和休暇、育児休暇(1日45分×2)、ボランティア休暇、ドナー休暇などがあります。詳しく知りたい方は、高教組本部へおたずねください。TEL 095(827)5882

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。

◆今回は裏面もあります◆